

「特別アドバイザー相談事業」募集について

この事業は、地域スポーツクラブの活動及び設立の支援を目的とし、地域スポーツクラブや区市町村等の抱える課題に対して、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「TSPO」といいます。）が依頼した各分野の専門家を特別アドバイザーとして派遣し、相談に応じることで地域スポーツクラブの課題解決に資するものです。

1 対象団体

本事業の対象となる団体は、以下の団体とします。

- （１） 東京都内地域スポーツクラブ
- （２） 区市町村
- （３） その他 TSPO が認める団体

2 相談内容

本事業の対象となる相談は以下の内容で、かつ専門家による対応が必要なものです。

なお、特別アドバイザーは対象団体の相談に応じ、助言することが目的であり、現実の課題解決は対象団体自らが行うものとします。

- （１） 地域スポーツクラブの運営や経営等の課題解決のための相談
- （２） 地域スポーツクラブの設立のための相談

3 特別アドバイザーの種類

特別アドバイザーは、以下の専門家とします。

- （１） 弁護士 （２） 税理士 （３） 行政書士
- （４） 学識経験者 （５） その他、TSPO が必要と判断した専門家

4 相談の回数

特別アドバイザーへの相談は、原則として１クラブ１回とします。

5 相談完了期限

令和８年３月３１日までに特別アドバイザーへの相談が完了するものを対象とします。

6 実施について

本事業は「令和７年度『特別アドバイザー相談事業』の流れ」に沿って実施します。

また、申請を希望する団体は、『特別アドバイザー相談事業』申請書（様式１）に必要事項を記入し、TSPO 宛に申請してください。申請は相談日当日の３か月前まで可能です。

なお、本事業は、地域スポーツクラブの活動や設立が円滑かつ適正に行われるよう、特別アドバイザーが助言するもので、対象団体が解決に当たって生じる問題については、TSPO は法的責任を負うものではありません。

7 個人情報の取扱いについて

- （１） 提出書類の個人情報は、本事業を円滑に実施するため利用いたします。
- （２） お預かりした個人情報は本事業を共同で行う特別アドバイザーと共同利用することがあります。TSPO と特別アドバイザー間での個人情報の授受は、記録が残るような安全な形式で行っております。
- （３） 個人情報の開示、訂正、削除等についてご質問・ご相談のある方は、当会事業部地域スポーツ課（03-6804-1472）までお問い合わせください。
- （４） 個人情報をご提供いただくことは任意ですが、ご提供いただけない場合は、（１）に掲げる利用目的が遂行できない場合がございます。

「特別アドバイザー相談事業」の流れ



: 地域スポーツクラブ等（対象団体）が実施



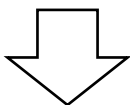
: TSPO が実施

申請

「『特別アドバイザー相談事業』申請書」を作成し、TSPO 宛にご提出ください。

※申請書提出期限：相談日当日の3か月前まで

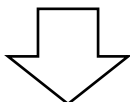
申請書等は「地域スポーツクラブサポートネット」からダウンロードできます。



審査・実施決定・ 特別アドバイザー選任

申請内容について、必要に応じて TSPO が電話等により聞き取りを行います。

審査の上、実施事業及び特別アドバイザーを決定し、地域スポーツクラブ等宛に文書により通知します。

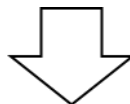


相談実施

相談日当日は特別アドバイザーが直接会場に行きますので、詳細な御案内及び相談内容の確認等の事前打合せをしていただきます。

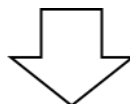
地域スポーツクラブ等が特別アドバイザーに相談します。

※令和8年3月31日までに相談が完了するものを対象とします。



終了報告

相談終了後、速やかに「『特別アドバイザー相談事業』終了報告書」を作成し、TSPO 宛に送付してください。



謝金支払

提出された終了報告書を確認の上、TSPO が特別アドバイザーに謝金を支払います。